

ひとり親家庭の みなさんへ

お父さん、お母さん、
あなたとお子さんを応援します



令和8年6月

神奈川県 福祉子どもみらい局 子ども家庭課

明るく健やかな毎日のために

相談の窓口について

支援員や福祉事務所

■ ひとり親家庭等の方の自立に向けた相談窓口（母子・父子自立支援員）	母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、生活や仕事、子育てなどの生活一般について、母子・父子自立支援員が相談に応じます。 お問合せ ●市 市福祉事務所 ●町村 県保健福祉事務所
■ 生活や福祉全般に関する地域の相談相手（民生委員・児童委員）	生活や福祉全般に関して、住民の視点で相談や支援を行っています。 お問合せ 各地域の民生委員・児童委員（わからない場合は福祉事務所まで）
■ 福祉全般に関する相談窓口（福祉事務所）	生活に困った方や子育て中の方、高齢の方、障害を持った方などの福祉全般に関する相談や支援を行っています。 お問合せ ●市 市福祉事務所 ●町村 県保健福祉事務所
■ ひとり親家庭の方の就業に関する相談窓口（神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター）	母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、就業や養育費の取り決めなどに関する相談や支援を行っています。 お問合せ 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター TEL 0466-90-3601

各種手当や助成、給付金、貸付けについて

手当

■ 児童扶養手当 所得制限あり 要申請	児童が18歳になった後の最初の3月（中程度以上の障害がある場合は20歳未満）まで、母子・父子家庭の方などに手当が支給されます。ただし、手当額を上回る公的年金（障害基礎年金等は子の加算部分の額のみ）を受給している方には支給されません。
■ 特別児童扶養手当 所得制限あり 要申請	精神・知的・身体障害などが中程度以上で、20歳未満の児童を養育する方に手当が支給されます。
■ 児童手当 要申請	18歳になった後の最初の3月までの児童を養育している方に支給されます。
お問合せ 市役所、町村役場	

母子家庭等自立支援給付金事業

■ 自立支援教育訓練給付金 要申請	母子・父子家庭の方が、職業能力開発のための教育訓練（雇用保険制度などの指定講座）を受講*した場合、受講料の一部を支給します。 ※受講前に申請が必要です。
■ 高等職業訓練促進給付金 所得制限あり 要申請	母子・父子家庭の方が看護師などの資格を取得するため、養成機関で6月以上修業をする場合、一定期間、訓練促進給付金を支給するとともに、修業修了後に修了支援給付金を支給します。
お問合せ ●市 市福祉事務所 ●町村 県保健福祉事務所	

生活に関する貸付け

■ 母子父子寡婦福祉資金 所得制限あり* 要申請 ※詳細はお問合せ先にご確認下さい。	母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、経済的な自立や子どもの修学のための資金貸付けを行っています。 お問合せ ●市 市福祉事務所 ●町村 県保健福祉事務所
■ 生活福祉資金 所得制限あり 要申請	低所得世帯、障害を持った方や介助が必要な高齢の方がいる世帯の方が、安定した生活を送るための資金の貸付けを行っています。 お問合せ 各地域の民生委員・児童委員（わからない場合は福祉事務所まで）、各市町村の社会福祉協議会

さまざまな支援があります

医療費について

医療費助成制度

■ひとり親家庭等 医療費助成制度

所得制限あり 要申請

母子・父子家庭の方などが医療機関で受診した場合、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。

※お子さんの年齢制限があります。

■小児医療費助成事業

所得制限あり 要申請

お子さんが医療機関で受診し、他の医療費助成の対象とならない場合に、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。

※お子さんの年齢制限があります。

お問合せ 市役所、町村役場

お子さんの教育費について

就学援助制度

■義務教育就学援助

所得制限あり 要申請

お子さんが経済的な理由で小・中学校への就学が困難な場合、学用品などの費用が支給されます。

お問合せ 市町村教育委員会、又は在学する学校

■高等学校等就学支援金 高校生等・新修学支援

一部所得制限あり 要申請

公立高校などや私立高校などに在学する方に対し、就学支援金等が支給されます。ただし、国籍・在留資格等の要件があります。

※やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります。

■私立高等学校等の学費補助

一部所得制限あり 要申請

県内の私立高校などに在学する方は、学校を通じて授業料補助が受けられます。さらに保護者等の所得に基づく基準額が一定未満（年収約750万円未満）の場合、入学金の補助が受けられます。高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援との併用が可能です。なお、保護者の会社都合による退職などで家計が急変した場合、小・中学校などの授業料の補助制度もあります。

※保護者と生徒が県内在住の方が対象となります。

※国籍・在留資格等の要件があります。

■神奈川県高校生等奨学給付金

所得制限あり 要申請

生活保護（生業扶助）を受けている都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）又は保護者等の所得に基づく基準額が一定未満（年収約490万円未満）で、高校生などがいる世帯を対象に、授業料以外の教育費について奨学給付金を支給します。

※保護者が県内在住の方が対象となります。

※家計が急変して年収約490万円未満になった場合も含みます。

※国籍・在留資格等の要件があります。

お問合せ ●公立高校など | 在学する学校、又は県教育委員会財務課（奨学給付金）TEL 045-210-8251
（就学支援金）TEL 045-210-8113
●私立高校など | 在学する学校、又は県私学振興課 TEL 045-210-3793

■神奈川県高等学校 奨学金貸付け

要申請

県内に在住し、県内の高等学校などに在学する方、又は保護者が県内に在住し、高等学校などに在学する方で、学資の援助を必要としている生徒を対象に、奨学金を無利子で貸付けています。

お問合せ 在学する学校、
又は県教育委員会財務課 TEL 045-210-8251

■（独法） 日本学生支援機構の奨学金

所得制限あり 要申請

経済的な理由で修学困難な状況にある、すぐれた資質を持つ大学生などを対象に、奨学金の貸付けを行っています。また、世帯収入の基準を満たしている場合に受けられる給付型の奨学金や、給付型奨学金の受給者及び多子世帯を対象とした授業料・入学金の減免制度もあります。

お問合せ 在学する学校

くらしについて

日常生活の支援

生活支援員の派遣

所得制限あり 要申請

母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、一時的な病気などで家事や育児などに困ったときに、生活支援員を派遣しています。

※一部有償になる場合があります。

お問合せ ●市 | 市福祉事務所 ●町村 | 県保健福祉事務所

生活困窮者自立支援制度



神奈川県
生活困窮者自立支援制度
ポータルサイト

様々な課題を抱え生活に困窮する方に対し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施します。支援メニューには、就労支援員による仕事探し等の支援、住居確保給付金（就職活動を支えるための家賃補助、家計の立て直しのための転居費用補助）（※諸条件あり）、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする家計改善支援などがあります。

お問合せ ●市 | 市自立相談支援機関
●町村 | 県自立相談支援機関

住まいや施設

公営住宅の当選率の優遇

所得制限あり 要申請

住宅で困っている母子・父子世帯の方については、公営住宅の入居募集の際、当選率の優遇があります。

お問合せ ●市・町営住宅 | 市役所、町役場
●県営住宅 | 県住宅営繕事務所 入居管理課
TEL 045-285-1014

母子生活支援施設

要申請

18歳未満のお子さんを養育し支援を必要とする母子家庭の方を対象に、親子で入所し、自立のための生活支援を受けることができる施設があります。

お問合せ ●市 | 市福祉事務所 ●町村 | 県保健福祉事務所

生活保護・年金について

生活保護

生活保護制度

要申請

病気や事故、失業などで生活に困ったとき、その状況に応じて必要な保護を受けることができます。支給される保護費の内容は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助などです。

お問合せ ●市 | 市福祉事務所 ●町村 | 県保健福祉事務所

年金

遺族年金

要申請

配偶者が死亡したとき、その方によって生計を支えられていた妻や夫、又は子に年金が支給されます。加入していた年金により、遺族基礎年金、遺族厚生年金などの種類があります。

寡婦年金・死亡一時金

要申請

第1号被保険者として保険料を10年以上納めた（免除期間を含む）夫が、老齢基礎年金などを受けずに死亡した場合、妻に60歳から65歳の間、寡婦年金が支給されます。また、保険料を3年以上納めた方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない場合、死亡一時金が支給されます。

国民年金保険料の免除

所得制限あり 要申請

所得が少なく保険料の納付が困難な場合、申請により一定の基準のもとに保険料の支払いが免除されます。

お問合せ 市役所、町村役場、又は年金事務所 TEL 0570-05-1165



あなたに寄り添いさえます

その他の制度について

■ JR定期乗車券の購入時の割引 要申請	児童扶養手当を受給している世帯の方や、生活保護世帯の方がJR通勤定期券を購入する場合、3割引となります。 お問合せ ●母子・父子家庭 市役所、町村役場の福祉担当 ●生活保護世帯 市福祉事務所、又は県保健福祉事務所
■ たばこの小売販売業の許可基準の緩和 要申請	母子家庭や寡婦の方がたばこ小売販売業の申請をしたときは、許可基準を緩和して許可するように配慮されています。 お問合せ ●日本たばこ産業㈱ 各営業所
■ 税の軽減 所得制限あり* 要申請 ※詳細はお問合せ先にご確認ください。	母子・父子家庭や寡婦の方で、お子さんと生計を同じくしている場合などは、所得税や住民税の控除をうけられる場合があります。 お問合せ ●所得税 各税務署 ●住民税 市役所、町村役場の市町村民税担当
■ 水道料金の減免 要申請	児童扶養手当、特別児童扶養手当、遺族基礎年金を受給している方は、申請により県営水道の基本料金などが減免されます。ただし、県営水道の区域以外では適用されない場合もあります。 お問合せ 県企業庁水道局各営業所（支所）
■ 非課税貯蓄制度 要申請	遺族基礎年金、児童扶養手当などを受給している方は、預貯金などの利子が一定の範囲で非課税になります。 お問合せ 各金融機関

ひとり親家庭・総合支援情報サイト

「カナ・カモミール」

「カナ・カモミール」は、主に神奈川県内のひとり親家庭を対象として、行政等の支援情報を提供します。

ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、総合的な情報提供を行います。

各種手当や助成金など行政のさまざまな支援情報を掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/kanachamomile/top.html>



「かながわひとり親家庭相談LINE」

神奈川県にお住まいの、ひとり親家庭の方を対象に、仕事、お金、子育て、教育費などの不安や離婚に伴う悩みなど、さまざまな相談を無料でお受けします。

お子さまからの問合せも受け付けます。

ご相談は匿名でも可能です。

ひとり親家庭の方向けの相談窓口を開設しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioyakatei/kanagawahitorioyakateisoudannline.html>



福祉事務所の連絡先

平塚市こども家庭課	平塚市浅間町9-1	0463-21-9843
鎌倉市こどもみらい課	鎌倉市御成町18-10	0467-61-3897
藤沢市子育て給付課	藤沢市朝日町1-1	0466-50-3580
小田原市子ども政策課	小田原市荻窪300	0465-33-1453
茅ヶ崎市こども政策課	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-81-7169
逗子市子育て支援課	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111 (代表)
三浦市子ども課	三浦市城山町1-1	046-882-1111 (代表)
秦野市こども政策課	秦野市桜町1-3-2	0463-82-9608
厚木市子育て給付課	厚木市中町3-17-17	046-225-2241
大和市こども総務課	大和市鶴間1-31-7	046-260-5608
伊勢原市こどもみらい課	伊勢原市田中348	0463-94-4633
海老名市こども育成課	海老名市中新田377	046-235-4504
座間市こども家庭課	座間市緑ヶ丘1-1-1	046-252-8025
南足柄市こども育成課	南足柄市関本569	0465-73-8028
綾瀬市こども家庭センター	綾瀬市深谷中4丁目7-10	0467-77-1133
平塚保健福祉事務所	平塚市豊原町6-21	0463-32-0130 (代表)
鎌倉保健福祉事務所	鎌倉市由比ガ浜2-16-13	0467-24-3900 (代表)
小田原保健福祉事務所	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000 (代表)
厚木保健福祉事務所	厚木市水引2-3-1	046-224-1111 (代表)
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	開成町吉田島2489-2	0465-83-5111 (代表)
平塚保健福祉事務所 茅ヶ崎支所	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	0467-85-1173

神奈川県 ひとり親家庭のみなさんへ

検索



神奈川県

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課 家庭福祉グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-1111 (代表)
(内線) 4671・4673